

東京都における雨水ます等の設置と管理の現状～維持管理の現場からの発信～

東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課統括課長代理 石井健二 氏

1. 東京都における雨水ます等の設置と管理の現状

(1) 東京都の啓発活動

Deng熱に関して都のHPでとり上げ、また「蚊の発生対策」リーフレットを作成し啓発している。

(2) 雨水ます

① 設置と管理

雨水ますの設置は、建築物は所有者、道路・公共施設は公共管理者、維持管理は、改築及び修繕は設置者が、清掃その他の維持は当該土地の所有者、道路や公共施設の敷地は公共施設管理者が行う。

② 設置と手続き

図のように、道路雨水ますと排水設備である宅地内雨水ますについては泥だめがあるが、下水道局が設置する公共雨水ますには泥だめを設けていない。

排水設備の設置に当たっては、計画届を提出、法令・条例基準に適合しているか、雨水ますであれば泥だめが付いていることを確認している。公園施設も審査の対象となる。

道路雨水ますについては下水道法第41条に基づく固着協議で同様な確認をとっている。

排水設備の技術的指針として

「東京都排水設備要綱」を出しており、泥だめについて次のように規定されている。

- ・雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥だめを設ける。
- ・小型雨水ますの泥だめには、土砂を容易に取り除けるよう、泥だめバケット(取っ手付き)を設ける。
- ・雨水ますとして使用する既設ますに泥だめがない場合は新たに泥だめを設置する。

③ 清掃

雨水ますの清掃について、公共雨水ますは下水道法施行令第5条12により、適切な時期に巡視、清掃、しゅんせつその他の機能を維持するための必要な措置を講ずるとされている。

都では、管の状況や埋設道路の区分により表に示す頻度で管路内調査を行い、それと合わせて定期清掃を行っている。公共ますの洗浄も同時に実施している。

それとは別に、浸水地区の雨期前清掃、土砂の堆積しやすい場所等の清掃を行っている。

道路設備や排水設備に関しては清掃頻度の下水道法令上の規定はない。下水道局が財産管理を行っていないこれら施設の維持管理の詳細は把握していない。今回、幾つかの道路管理者に聞き取りを行ったが、定期清掃は、「1年おき」、「数年おき」、「冠水する所は

	公共雨水ます (分流地区)	道路雨水ます	宅地内雨水ます (排水設備)
設置者/管理者	東京都下水道局	道路管理者	所有者 (公共施設) 管理者
構造			
備考	泥だめ無し	泥だめ有り	泥だめ有り

※下水道法施行令第8条(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)
雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥だめを設ける。

対象	点検・調査の頻度	
腐食するおそれの大きい下水道管 ³⁾	5年に1回以上	
重要路線下に埋設された 下水道管	国道 ⁴⁾	5年に1回
	都道、軌道下など	10年に1回
上記以外の下水道管	30年に1回	

毎年、それ以外はツマリ・苦情等の発生対応」などの回答があり、頻度には、管理者毎にバラツキがあるようである。

(3) 雨水浸透ます

雨水流出抑制の観点から浸透施設の設置を要請し、一定規模以上の住宅地等の開発での排水設備として、設置が進んでいる。

浸透ますには泥だめがないが、砕石部での目詰りにより、浸透しないばかりかます底部での滞水も起るため定期清掃が必要である。道路雨水浸透ますではSSが多く清掃が必要。

(4) 蚊の対応

蚊の発生に対する要望・苦情については、発生場所が下水道局以外の道路、公園、排水設備等に及ぶため全体は把握していない。要望が保健所などに行く場合もある。幾つかの道路管理者への聞き取りでは、都心部と郊外部などでの地域差や毎年発生する常習箇所があるようだが、全体として、東京都での蚊の発生苦情はそれほど多くないのではと思う。

下水道局が通報を受けた場合は、道路雨水ますと特定できれば道路管理者に回付、そうでない場合は現場を確認の上殺虫剤散布し、再発防止の雨水ます清掃を依頼するなど道路管理者と連携して迅速な対応をとっている。

区における道路雨水ますの蚊の対策については、区のHPによると23区のうち7割で道路雨水ますの蚊の抑制対策を掲載し、殆どの区で「昆虫成長抑制剤」対策をとっている。

HPの掲載例としては次のようなものがある。

A区：「約1万3700ヶ所の雨水ますにボウフラから蚊になることを阻害する薬剤を毎年4月から10月まで繰り返し、蚊になることを阻害する薬剤を投入」

B区：「IGR（脱皮阻害剤）を約400ヶ所の公園・区道の雨水ますに投入」

C区：「雨水ますの底には水がたまり、蚊が発生。環境的防除は難しいのでボウフラから成虫になるのを抑える薬剤を5～10月の間、月に1回、計6回投入」

D区：「雨水ます等へ昆虫成長抑制剤（IGR）を投入。使用薬剤：人体や環境に影響の少ない薬剤を使用、対象ヶ所：道路・公園の雨水ますなど、投入頻度：5月から10月の毎月1回、一ヶ所につき1錠、実施方法：町内会等の団体や保健所の委託業者」

E区：「道路、公園、児童遊園の雨水ますに薬剤を散布。薬剤は人体や環境に影響がない。恒常的に水がたまる場所に散布し、調査後の印がある場所も。」

(5) まとめ

泥だめ付きの雨水ますは、下水道局以外（道路管理者、公園管理者、個人）の管理施設であり、下水道局は、新設届出等の技術的指導で関与するが、一般的に維持管理の実態は把握していないところがある。維持管理の全体像は把握していないが、多くの区で蚊の対策として実施している昆虫成長抑制剤（IGR）の投入や必要箇所の雨水ます清掃等が、一定の効果を発揮しているためか、経験上、蚊に関する大きな問題や泥だめ廃止の相談は聞かない。

2. 雨水ますと泥だめに関する自治体アンケート

21世紀水倶楽部の個人的つながりによる13自治体でのアンケート結果を紹介する。

(1) 排水設備の雨水ます

11市が泥だめ設置を指導。指導していない2市のうち1市は数年前に泥だめ不要を決定。

(2) 排水設備を受ける雨水ます

公共雨水ますを設置している7市は泥だめを設置、泥だめなしは2市、公共雨水ますなし4市。1市はインバートを標準。

泥だめの定期清掃は2市、期間は5～7年と7年。7市は通報・つまり等の発生対応。

(3) 道路雨水ます

道路雨水ますの設置は、4市が道路部局、9市が道路及び下水道部局だが区分はマチマチ。清掃は、7市が道路部局、5市が下水道部局、1市が両方。修繕等は役割分担を定め実施。道路雨水ますの泥だめ有りは10市、3市は廃止。

清掃は、定期清掃 5 市、頻度は年 2 回から 5～7 年に 1 回とバラツキ、幹線道路等のみ定期清掃も有り。発生対応は 5 市、定期清掃+発生対応は 2 市。

(3) 全般

雨水ますに起因する蚊の発生苦情有りは 9 市、苦情件数は年 10 件未満か？

苦情なし・ほとんどなしは 3 市、不明は 1 市。

蚊の発生対策について、清掃・殺虫剤のみが 3 市、加えて成長抑制剤などの予防対策を実施 7 市、実施なし 3 市。

薬剤廃止 1 市、泥だめ廃止 1 市、泥だめ埋殺し 2 市あり。

泥だめが必要かについては、原則必要が 5 市、理由は土砂流入抑制、維持管理性の向上（閉塞防止、清掃等経費低減）など。不要 2 市、理由は定期清掃がされずに土砂が貯まって機能を果たしていないが公共下水道に問題がない、害虫発生の原因となるなど。

条件付き不要は 4 市、条件は既整備地区、市街地など舗装地区、戸建て規模で土砂流入が少ない地区など。